

プロフェッショナル講演会 運營業務委託仕様書

1 事業名称

プロフェッショナル講演会運營業務

2 事業目的

未来に向かう子どもたちの将来の夢を応援するため、プロフェッショナルとして活躍する方を講師として招き、自身の体験談などを用いながら、小中学生が前向きに夢を目指す子どもたちを育成し、青少年健全育成を図る。

3 履行期間

契約日から令和6年3月31日まで

4 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者とその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書及び発注者の指示によるものとする。
- (3) 受注者は、契約書及び仕様書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、発注者と協議するものとする。

5 事業概要

- (1) プロフェッショナル講演会の実施
 - ・上記2_事業目的に掲げる目的を達成するための講演会を小学生の部、中学生の部それぞれで企画し開催する。参加料は徴さない。
- (2) 参加対象
 - ・小学生の部…南幌町立南幌小学校の小学4年生から6年生（合計141名）
 - ・中学生の部…南幌町立南幌中学校の中学1年生から3年生（合計135名）
- (3) 開催日は令和5年11月の平日を予定する。ただし、発注者と受注者が協議の上で同意があれば、開催日を11月以外の平日に行うことも可能とする。
- (4) 開催場所
 - ・小学生の部…南幌町立南幌小学校（北海道空知郡南幌町美園2丁目6-1）
 - ・中学生の部…南幌町立南幌中学校（北海道空知郡南幌町栄町3丁目3-2）
- (5) 開催時間
 - ・小学生の部…45分（授業1コマ分）
 - ・中学生の部…50分（授業1コマ分）

6 業務内容

(1) 講演会の実施

- ① 上記5_事業概要(1)の講演会の企画に関すること。
- ② 上記5_事業概要(1)の司会を含む進行に関すること。
- ③ 上記5_事業概要(1)の講演会の講師への出演交渉、出演契約、謝礼支払い、アテンド、連絡調整に関すること。
- ④ 上記5_事業概要(1)の講師にかかるプロフィール、写真等の収集及び使用許諾に関すること。
- ⑤ 講演会当日に参加者に配布すべき資料や設置すべき看板等がある場合の作成及び印刷に関すること。

(2) 講師の選定・調整等

- ① 本業務の事業目的を勘案し、目的を達成するための講師を選定する。
※小学生の部と中学生の部それぞれで同一の講師になることは妨げない。
※講師はソロ、コンビ、グループ等いずれの構成でも可とするが、各部の講演につき、1名または1組とする。
- ② 講師の講演内容は、事業目的を勘案し、目的を達成するためのものとし、かつ、各参加対象を考慮したものであること。

(3) 広報業務

開催の1か月前までに、「プロフェッショナル講演会」のチラシを作成する。

(4) 講演会の運営業務

- ① 当日の会場運営、進行管理(司会等含む)に関すること。
- ② 各講演会の看板類の作成、設置、撤去に関すること。
- ③ 音響・照明に関すること。(開催場所に既設されている音響・照明設備は使用可能)

(5) 管理

- ① 講演会の記録に関すること(写真及び映像)。
- ② 著作権使用料が発生する場合は、その使用に関すること。

(6) 発注者が行うこと

- ① 開催会場の手配
- ② 6_(3)により作成したチラシの参加対象者への配布
- ③ その他、小学校、中学校との日程調整や確認作業

(7) その他

- ① 本業務実施に伴い必要な提出書類の作成・提出に関すること。
- ② その他本業務の遂行に必要な事務・作業に関すること。
- ③ 事業実施にあたり必要な連絡調整を行うこと。
- ④ 運営する中で疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議の上で決定すること。

7 委託料の支払い

講演会の終了後に、業務完了報告書を提出し、検査後、支払うものとする。

8 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費（本仕様書により発注者が負担するものと定めた経費を除く）は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

9 業務完了報告

業務完了時は、実施日時、講演内容、配付物、講演記録等、事業実施内容を記載した業務完了報告書（A4判）を1部提出すること。

10 再委託

(1) 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

11 その他

(1) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。

(2) 本業務にかかる協議、打合せ等の必要経費はすべて受注者の負担とする。

(3) 守秘義務として、本業務にあたり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

(4) 天災地変、感染症等の集団感染、その他やむを得ない事由により、本業務の遂行に疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議した上で、本委託契約の内容を変更することができる。